

## 風力発電先進的点検技術研究開発支援補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 風力発電先進的点検技術研究開発支援補助金（以下「補助金」という。）については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）及び秋田県産業労働部クリーンエネルギー産業振興課関係補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるほか、この要領の定めるところによるものとする。

### (目的)

第2条 本補助金は、県内大学が行う風力発電設備に係る先進的点検技術の研究開発を支援し、当該研究に係る知見の展開により県内企業の技術力を向上させることで、点検精度の高度化及び関連産業の振興を図ることを目的とする。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、県内大学が実施する風力発電設備に係る先進的点検技術の研究開発であって、次の各号に掲げる要件を満たす事業計画を有するものとする。

- 一 人工知能や非接触点検技術等を活用した高度な点検手法の確立を目指すものであること。
- 二 当該研究により得られた知見が県内企業に展開されるものであること。
- 三 前号の知見の展開により、県内企業の技術力の向上が図られ、点検精度の高度化及び関連産業の振興に資すると認められるものであること。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の対象となる経費は、前条で規定する事業を実施するために必要な経費であって、別表第1のとおりとする。

- 2 補助金の額は、補助金の対象となる経費に2分の1を乗じて得た額以内とする。
- 3 補助金の額は、千円単位で算定し、千円に満たない場合は切り捨てる。
- 4 補助金の交付限度額は、13百万円とする。

### (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする県内大学は、要綱第2第1項の規定による補助金等交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 要綱様式第2号の別に定める事業実施計画書は、様式第1号のとおりとする。
- 3 要綱第2第2項（3）のその他別に定める書類は、別表第2のとおりとする。

(決定の通知)

第6条 知事は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

2 知事は、前項の決定をしたときは、要綱第4の規定により、当該決定を受けた県内大学（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、要綱第6第1項の規定による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 要綱様式第2号の別に定める事業実績書は、様式第2号のとおりとする。

3 要綱第6第2項（3）のその他別に定める書類は、別表第3のとおりとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から適用する。

別表第1（第4条関係）

補助対象経費

区 分	内 容
人件費	大学が雇用する教職員、研究員、事務員その他これらに類する者（以下「大学教職員等」という。）の人件費
旅費	大学教職員等の旅費
物品費	研究開発に必要な消耗品費、研究機材（ソフトウェアを含む。）等の購入費又はリース料等
その他経費	研究開発に必要な外注委託費、他の研究機関等の設備使用料、研究機材の導入に伴う附帯工事費、情報通信システム利用料・保守料、光熱水費等

別表第2（第5条関係）

その他別に定める書類

種 別	摘 要
大学の概要を確認できる書類	—
教育研究等の総合的な状況を確認できる書類	学校教育法第109条第2項に規定する認証評価の結果の写し
大学教職員等に係る雇用状況を確認できる書類	—
人件費の積算根拠となる書類	—
旅費、物品費及びその他経費の積算根拠となる書類	見積書の写し、仕様書の写し、カタログの写し等
その他知事が必要と認めた書類	必要に応じて提出

別表第3（第7条関係）

その他別に定める書類

種 別	摘 要
研究開発の実績を確認できる書類	研究開発に係る報告書等
人件費に係る支払実績を確認できる書類	給与明細書、業務従事記録等
旅費、物品費及びその他経費に係る支払実績を確認できる書類並びに関連写真	領収書の写し、支払証明書の写し等
その他知事が必要と認めた書類	必要に応じて提出